

注意

- （折曲）
（厳禁）

警察からの受付番号と発行元を
ご記入ください。

外務シドニー領

(裏面)
この欄も忘れずに記入してください。

外務大臣殿
在シドニー日本国大使 総領事殿

令和 年 4 月 1 日届出

日付は来館当日の日付をご記入ください。

旅券法第18条第1項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

法定代理人（親権者、後見人など）署名

（申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください。（署名が困難な場合を除く）。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記入する場合には、氏名も記入してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

未成年者の申請の場合は、「法定代理人署名」が必要です。戸籍に記載のとおり、かい書体でご記入ください。

- 注意事項
- この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。
 - この届出書は、紛失（焼失）旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、又は在外公館において失効処置がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつの関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類	☐ 警察官留届出立証書	☐ 遺失物届出立証書	☐ 罹災証明	☐ その他（ ）
本人確認書類	この部分は記入しないでください （1点でよい書類） ☐日本国旅券 ☐運転免許証 ☐個人番号 ☐勤労手帳 ☐海技免状 ☐駕執等所持許可証 ☐戦傷病者手帳 ☐宅地取引士証 ☐身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き) （2点必要な書類） ☐健康保険証 ☐介護保険証 ☐国民年金証書 ☐共済組合員証 ☐年金証書等 ☐介護保険証 ☐国民年金証書及び実印 ☐印鑑登録証明書及び実印 ☐印鑑登録証明書 ☐印鑑登録証明書 ☐印鑑登録証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) ☐一時帰国者			
官公庁記載欄	☐本人 ☐代理			

書類等（住居ネット未加入の
一、旅券
二、旅券の紛失又は焼失を立証する書類
三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類
四、その他に必要とされる書類
五、その他に必要とされる書類

住民票の写しが必要場合があります。
三、旅券の紛失又は焼失を立証する書類
四、その他に必要とされる書類
五、その他に必要とされる書類

（令和二年十二月改正）